

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 23 年 1 月 28 日 (金) 号外第 4 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則
(4) (子育て支援総室) 3
- ◇ 選管規則 政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則 (1) 9
鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則 (2) 11

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正について

1 規則の改正理由

社会福祉施設の入所措置等に要する費用の徴収額を決定するための基礎となる所得税額及び市町村民税の所得割額の計算方法等について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 社会福祉施設の入所措置等に要する費用の徴収額を決定するための基礎となる所得税額及び市町村民税の所得割額を算定する際に適用除外とする控除について、知事が別に定めることとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 4 号

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 この規則において「<u>扶養義務者</u>」とは、被措置者等の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める<u>ものであって生計を同じくするもの</u>をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>5 略</p> <p>6 この規則において「対象収入額」とは、基準年に被措置者等が得た収入の総額から所得税、住民税、相続税、贈与税、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1に規定する入院患者日用品費に相当する額並びに社会保険料及びこれに準ずるものの総額を控除した額をいい、「所得税額等」とは、被措置者等又は扶養義務者の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、<u>所得税法又は租税特別措置法の規</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 この規則において「<u>主たる扶養義務者</u>」とは、被措置者等の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める<u>者</u>をいう。以下同じ。）のうちから<u>総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長が選定した者</u>をいい、「<u>世帯内扶養義務者</u>」とは、被措置者等の<u>同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくする扶養義務者</u>をいう。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>5 略</p> <p>6 この規則において「対象収入額」とは、基準年に被措置者等が得た収入の総額から所得税、住民税、相続税、贈与税、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1に規定する入院患者日用品費に相当する額並びに社会保険料及びこれに準ずるものの総額を控除した額をいい、「所得税額等」とは、被措置者等又は<u>その扶養義務者</u>の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された額をいい、<u>所得税法第78条第1項、同条第</u></p>

定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあっては、当該控除前の額とする。以下同じ。)及び基準年度の分の市町村民税の所得割額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあっては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあっては当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。)をいう。

7 ~ 9 略

(措置費等の徴収)

第3条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額(その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額)を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1 児童福祉法第20条第1項の措置(同条第2項の医療に係るものに限る。)	被措置者等又は扶養義務者(その全員が保護等を受けていない場合で、その全員又はいずれかの者が、基準年度の分の市町村民税を納付することを要し、又は基準年の分の所得税額があるときに限る。)	略
2 児童福祉法第22条第1項の助産の実施(国の設置す	被措置者等又は扶養義務者(その全員が保護等を受けている場合を除く。)	略

2項第1号、同項第2号(地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)若しくは第78条第2項第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項若しくは第5項、第41条の19の2第1項若しくは第41条の19の5第1項の規定による控除が行われる場合にあっては、当該控除前の額とする。以下同じ。)及び基準年度の分の市町村民税の所得割額(地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項又は附則第5条の4第6項の規定による控除が行われる場合にあっては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあっては当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。)をいう。

7 ~ 9 略

(措置費等の徴収)

第3条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額(その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額)を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1 児童福祉法第20条第1項の措置(同条第2項の医療に係るものに限る。)	被措置者等又はその世帯内扶養義務者(その全員が保護等を受けていない場合で、その全員又はいずれかの者が、基準年度の分の市町村民税を納付することを要し、又は基準年の分の所得税額があるときに限る。)	略
2 児童福祉法第22条第1項の助産の実施(国の設置す	被措置者等又はその世帯内扶養義務者(その全員が保護等を受けている場合を除く。)	略

<p>る助産施設への入所を除く。)</p>			<p>る助産施設への入所を除く。)</p>		
<p>3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所及び次号に掲げるものを除く。)</p>	<p>被措置者等又は扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合を除く。)</p>	<p>略</p>	<p>3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所及び次号に掲げるものを除く。)</p>	<p>被措置者等又はその世帯内扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合を除く。)</p>	<p>略</p>
<p>4 児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項の措置（同法第31条第2項若しくは第3項、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項に規定する者について行われるもの（国の設</p>	<p>略 扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合を除く。)</p>	<p>略</p>	<p>4 児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項の措置（同法第31条第2項若しくは第3項、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項に規定する者について行われるもの（国の設</p>	<p>略 被措置者等の世帯内扶養義務者（その全員が保護等を受けている場合を除く。)</p>	<p>略</p>

置する児童福祉施設への入所を除く。)に限る。)		
5 母子保健法第20条第1項の措置	被措置者等又は扶養義務者(そのいずれかが保護等を受けている場合を除く。)	略

2及び3 略

(対象収入額等の申告)

第4条 次の表の第1欄に掲げる者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等(前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。)がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度次の表の第2欄に掲げる日までに、それぞれ同表の第3欄に掲げる事項を同表の第4欄に掲げる書類により総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。

略		
2 前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施又は同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置を受ける者並びに同表第2号に掲げる助産の実施、同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置又は同表第4号に掲げる措置を受ける者の扶養義務者	略	略
3 前条第1項の表第1号又は第5号に掲げる措置を受ける者及び扶養義務者	略	

2 略

附 則

1及び2 略

置する児童福祉施設への入所を除く。)に限る。)		
5 母子保健法第20条第1項の措置	被措置者等又はその世帯内扶養義務者(そのいずれかが保護等を受けている場合を除く。)	略

2及び3 略

(対象収入額等の申告)

第4条 次の表の第1欄に掲げる者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等(前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。)がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度次の表の第2欄に掲げる日までに、それぞれ同表の第3欄に掲げる事項を同表の第4欄に掲げる書類により総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。

略		
2 前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施又は同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置を受ける者並びに同表第2号に掲げる助産の実施、同表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置又は同表第4号に掲げる措置を受ける者の世帯内扶養義務者	略	略
3 前条第1項の表第1号又は第5号に掲げる措置を受ける者及びその世帯内扶養義務者	略	

2 略

附 則

1及び2 略

3 当分の間、第3条第1項の表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置に要する費用を徴収する場合には、別表第3中「2,200円」とあるのは「1,100円」と、「4,500円」とあるのは「3,300円」と、「6,600円」とあるのは「6,600円（被措置者等及び扶養義務者の市町村民税の所得割額の合算額が5,000円以下である場合にあっては、4,700円）」と読み替えて、同表の規定を適用する。

別表第1（第3条関係）

1 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
2 被措置者等及び扶養義務者のいずれかの者に基準年の分の所得税額がある場合	略

備考 略

別表第2（第3条関係）

1 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
2 被措置者等又は扶養義務者のいずれかに基準年の分の所得税額がある場合	略

別表第3（第3条関係）

1 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年度の分の市町村民税が課税されていない場合	略
2 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
3 被措置者等又は扶養義務者のいずれかに基準年の分の所得税額がある場合	略

別表第5（第3条関係）

1 被措置者等及び扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
2 被措置者等及び扶養義務者のいずれかの者に基準年の分の所得税額がある場合	略

3 当分の間、第3条第1項の表第3号に掲げる母子保護の実施及び措置に要する費用を徴収する場合には、別表第3中「2,200円」とあるのは「1,100円」と、「4,500円」とあるのは「3,300円」と、「6,600円」とあるのは「6,600円（被措置者等及びその世帯内扶養義務者の市町村民税の所得割額の合算額が5,000円以下である場合にあっては、4,700円）」と読み替えて、同表の規定を適用する。

別表第1（第3条関係）

1 被措置者等及びその世帯内扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
2 被措置者等及びその世帯内扶養義務者のいずれかの者に基準年の分の所得税額がある場合	略

備考 略

別表第2（第3条関係）

1 被措置者等及びその世帯内扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
2 被措置者等又はその世帯内扶養義務者のいずれかに基準年の分の所得税額がある場合	略

別表第3（第3条関係）

1 被措置者等及び世帯内扶養義務者の全員に基準年度の分の市町村民税が課税されていない場合	略
2 被措置者等及び世帯内扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
3 被措置者等又は世帯内扶養義務者のいずれかに基準年の分の所得税額がある場合	略

別表第5（第3条関係）

1 被措置者等及びその世帯内扶養義務者の全員に基準年の分の所得税額がない場合	略
2 被措置者等及びその世帯内の扶養義務者のいずれかの者に基準年の分の所得税額がある場合	略

ある場合 備考 略	の所得税額がある場合 備考 略
--------------	--------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設入所措置等に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設入所措置等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

選挙管理委員会規則

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年1月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第1号

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則

第1条 政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年鳥取県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第10条 法第201条の11第8項の規定による<u>県の委員会</u>が定めるところの表示は、<u>県の委員会</u>が交付する別記第8号様式の表示板を用いて行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>第10条 <u>県の委員会</u>が管理する選挙に係る法第201条の11第8項の規定による表示は、<u>県の委員会</u>が交付する別記第8号様式の表示板を用いて行うものとする。</p> <p>2 略</p>

第2条 政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

<p>第 号の</p> <p style="text-align: center;">年 月 日執行</p> <p style="text-align: center;">選挙</p> <p style="text-align: center;">政治活動用自動車表示板</p> <p style="text-align: center;">鳥取県選挙管理委員会 印</p>

備考

- 1 親番号には交付を受ける政党その他の政治団体に対する確認書交付の順位を、枝番号には交付する表示板の枚数に応じた一連の数字を、それぞれ記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 交付を受けた政党その他の政治団体の名称又は略称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第10条関係）

第	号	の	の
	年	月	日執行
			選挙
			政談演説会掲示
			鳥取県選挙管理委員会 印

備考

- 1 親番号には交付を受ける政党その他の政治団体に対する確認書交付の順位を、枝番号には開催する政談演説会の会場の数に応じた一連の数字及び政談演説会の会場ごとに交付する表示板の枚数に応じた一連の数字を、それぞれ記載するものとする。
- 2 「年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 交付を受けた政党その他の政治団体の名称又は略称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

附 則

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年1月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

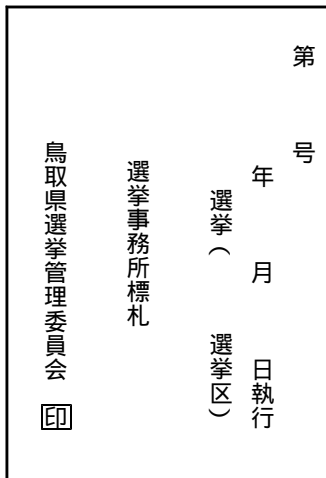
鳥取県選挙管理委員会規則第2号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条の2関係） 標札

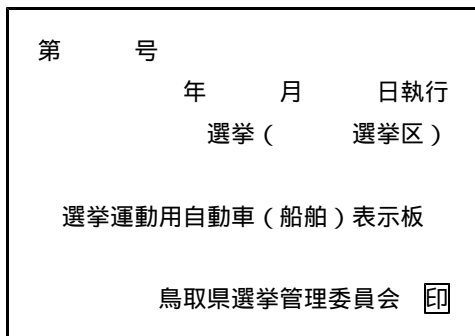


備考

- 1 番号には、交付を受ける候補者又は候補者届出政党の届出の順位を記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名若しくは通称又は候補者届出政党の名称若しくは略称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

第2号様式（第1条の2関係） 表示板

その1 自動車及び船舶



備考

- 1 番号には、交付を受ける候補者又は候補者届出政党の届出の順位を記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。

3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。

4 候補者の氏名若しくは通称又は候補者届出政党の名称若しくは略称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

その2 拡声機

第	号			
		年	月	日執行
				選挙（選挙区）
選挙運動用拡声機表示板				
鳥取県選挙管理委員会 印				

備考

- 1 番号には、交付を受ける候補者又は候補者届出政党の届出の順位を記載するものとする。
- 2 「年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名若しくは通称又は候補者届出政党の名称若しくは略称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第44条関係） 立札及び看板の類の表示板

第	号の			
		年	月	日執行
				選挙（選挙区）
個人（政党）演説会用掲示				
鳥取県選挙管理委員会 印				

備考

- 1 親番号には交付を受ける候補者又は候補者届出政党の届出の順位を、枝番号には1から5までの数字を、それぞれ記載するものとする。
- 2 「年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名若しくは通称又は候補者届出政党の名称若しくは略称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

第15号様式から第17号様式までを次のように改める。

第15号様式（第49条関係） 街頭演説用標旗

第 号 年 月 日執行 選挙（ 選挙区） 街頭演説用標旗 鳥取県選挙管理委員会 印

備考

- 1 番号には、交付を受ける候補者の届出の順位を記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名又は通称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

第16号様式（第50条関係） 乗車用腕章

第 号の 年 月 日執行 選挙（ 選挙区） 乗車証 鳥取県選挙管理委員会 印

備考

- 1 親番号には交付を受ける候補者の届出の順位を、枝番号には1から4までの数字を、それぞれ記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名又は通称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

第17号様式（第50条関係） 運動員用腕章

第 号の 年 月 日執行 選挙（ 選挙区） 運動員 鳥取県選挙管理委員会 印

備考

- 1 親番号には交付を受ける候補者の届出の順位を、枝番号には1から11までの数字を、それぞれ記載するものとする。
- 2 「 年 月 日執行」とあるのは、「第 回」とすることができる。
- 3 印は、公印の印影を刷り込むことにより、押印に代えることができる。この場合において、用いる公印の印影は、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第22条の公印の印影を原形としたものとする。
- 4 候補者の氏名又は通称を一に限り記載することは、差し支えないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年2月1日から施行する。

（鳥取県選挙管理委員会規程の一部改正）

- 2 鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第22条第2項を削る。